

低廉な掛金で工事リスクを総合的に補償します！

一般社団法人 沖縄県建設業協会

工事総合補償制度

第三者賠償補償

工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)



特色

- 沖縄県建設業協会会員専用の団体契約の保険で、各種保険を個別で加入されるよりも保険料が割安になります。
- 建設業における賠償事故および工事対象物の損害を総合的に補償します。
- 年間に行う工事を包括的に保険の対象とすることができますため、保険の加入忘れがありません。
- 保険料は全額損金処理できます。(2025年12月現在)

「工事総合補償制度」は、 あなたの会社をとりまく 様々なリスクに対応します！

1. 工事総合補償制度の内容

工事総合補償制度は、一般社団法人 沖縄県建設業協会を契約者、その会員を被保険者とする賠償保険・工事保険の団体契約に加え、協会独自で運営する労災見舞金・災害見舞金制度を1つにまとめた便利な制度です。

年間に行う工事を包括的に保険の対象とする「年間包括契約方式」の契約のため、加入忘れの心配がありません。また各種保険を個別で加入されるよりも保険料が割安になります。

2. 加入の対象者

この制度にご加入いただけるのは、一般社団法人 沖縄県建設業協会の会員に限ります。ご加入された会員(加入者)が被保険者(保険契約により補償を受けられる方)となります。

3. 補償内容(損害保険)

第三者賠償補償 (請負賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有(管理)者賠償責任保険)

①企業の抱える様々な賠償リスクをまとめて補償します。



②幅広い補償や割引制度が充実しています。

- 地盤崩壊に起因する損害賠償責任を補償します(地盤崩壊危険補償)。
 - 雇用主の賠償リスクを補償します(使用者賠償責任補償)。
 - ハラスメントなどの不当行為に起因する損害賠償責任を補償します(雇用慣行賠償責任補償)。
- ★「リスク状況割引」により、一定条件を満たしている場合には、保険料が最大10%割引となります。

工事補償(土木工事・建築工事・組立工事) (土木工事保険、建設工事保険、組立保険)

①企業の扱う工事の対象物に関する工事リスクをまとめて補償します。



②幅広い補償や割引制度が充実しています。

- 火災、台風、洪水、豪雨による土砂崩れ、盗難等の不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害を補償します。
- ★第三者賠償補償と合わせてご加入の場合は、工事補償の保険料が10%割引となります。

4. 見舞金制度

見舞金制度

一般社団法人 沖縄県建設業協会が独自に運営する見舞金制度です。

労災見舞金

災害見舞金



工事の遂行に必要な補償が
1つにまとめた
安心の制度です!



5. 加入プラン

ニーズに合わせた補償内容を、下記のいずれかのプランからご選択いただけます。

- ① 第三者賠償補償 + 工事補償(土木工事・建築工事・組立工事) + 見舞金制度
- ② 第三者賠償補償 + 見舞金制度
- ③ 工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)

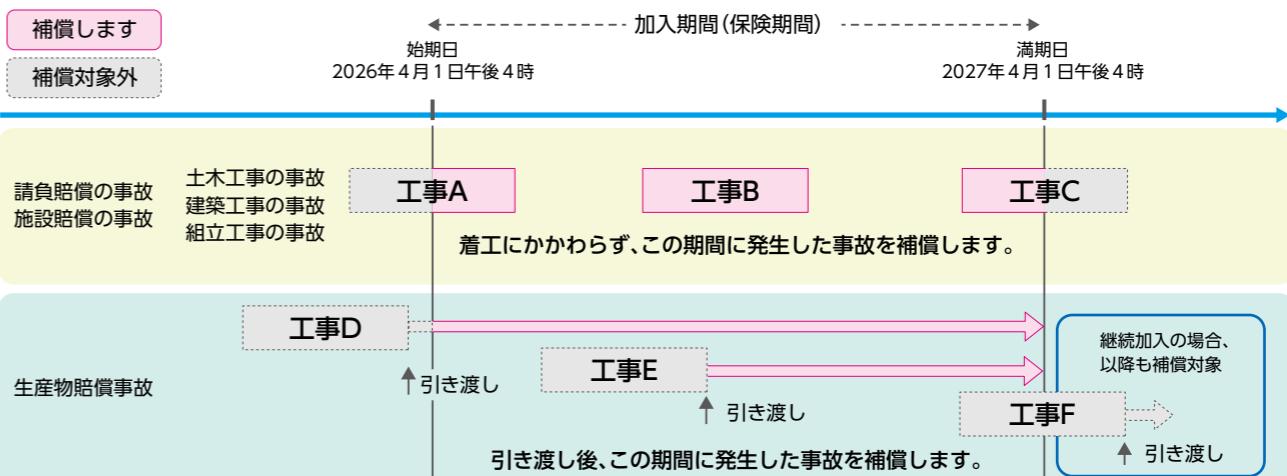
※工事補償は土木工事・建築工事・組立工事を選択して加入することができます。

6. 加入期間(保険期間)

この制度の加入期間(保険期間)は下記の通りです。なお、お支払いの対象となる事故は加入期間中に発生したものに限ります。

| 契約の種類 | 加入申込の期日 | 加入期間(保険期間) |
|-------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 新規・継続 | 2026年3月31日(火) | 2026年4月1日午後4時から 2027年4月1日の午後4時まで |
| 中途加入 | 加入始期月の前月末日 ※土日・祝日の場合は直前の営業日 | 翌月1日午後4時から 2027年4月1日の午後4時まで |

(例) 新規の場合



7. 付帯サービス

工事総合補償制度にご加入の事業者さま向けの無料法律相談サービスがございます。お電話、FAX、Eメールによる相談が可能です。

※本サービスは大同火災海上保険株式会社とたなか総合法律事務所によって提供するサービスです。

補償内容の全体像

第三者賠償補償 + 工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)

STEP1

工事総合補償制度の概要

STEP2

第三者賠償補償

STEP3

工事補償
(土木工事・建築工事・組立工事)

STEP4

加入の手続き

第三者賠償補償

P5

工事補償

P11

補 償 内 容

お支払いする事故の例

■請負賠償責任補償

工事中に生じた事故が原因で、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合に、法律上の損害賠償責任を補償。

■管理財物損壊補償

工事中に作業者の管理下にある他人の財物を損壊・紛失し、また盗取されてしまった場合の損害賠償責任を補償。

■借用・支給財物損壊補償

工事中に作業場内で使用・管理する他人から借りた建機などの借用財物や発注者からの支給財物を損壊・盗取された場合の損害賠償責任を補償。

■地盤崩壊危険補償(標準・ワイド・ワイドプラス) オプション

地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い、土地の沈下・隆起、土砂崩れや地下水の増減によって生じる地盤の崩壊などに起因して他人の財物を損壊した場合の損害賠償責任の負担を補償。

■身体・財物賠償事故

- ビル建設工事中に建築現場の足場から資材が落下し、通行人にケガを負わせた。
- ビル建設工事中に足場が外れて落下し、隣接する建物を破壊した。



■作業対象物に発生した損害

- エアコンの据付のため、壁に穴を開けている際に、壁を傷つけてしまった。



■借用財物・支給財物に発生した損害

- 工事現場で、建設工事のため借用したクレーン車を誤って壊してしまった。
- 発注者から支給された支給財物を工事中に誤って壊してしまった。

■地盤崩壊による事故

- 基礎工事中に、突発的に発生した土地の振動により、隣家の壁が崩れた。

工事中の事故

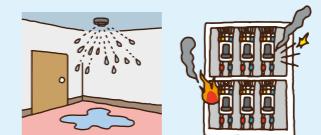
の引
事
故
後する施
事
に
以
外
因
のその他の
損害

■生産物賠償責任補償、生産物自体の損害補償

- 工事の目的物を引き渡した後、工事の不備などにより生じた事故で、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合の法律上の損害賠償責任に対して保険金をお支払いします。
- 上記の場合で、事故の原因となった工事の目的物自体の損壊事故の損害賠償責任を補償。

■身体・財物賠償事故、工事の目的物自体の損害

- スプリンクラー設置の欠陥により漏水が発生し、室内が水浸しとなった。
- 電気工事の配線ミスにより漏電。それにより火災が発生して壁が燃えてしまい、電気配線自体も焼損した。



■施設所有(管理)者賠償責任補償、漏水補償、昇降機賠償責任補償

加入者の事務所(昇降機含む)や常設資材置場等の欠陥または管理の不備などにより、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合の法律上の損害賠償責任の負担を補償。

■身体・財物賠償事故、漏水事故(昇降機の事故を含む)

- 資材置場に積んでいた木材が崩れ、遊んでいた子供がケガをした。
- 事務所ビル内の給配水管が破損・漏水し、階下の店舗の内装を汚してしまった。

■財物損壊を伴わない使用不能損害補償

■人格権侵害・広告宣伝活動による権利侵害補償

■被害者治療費等補償

■訴訟対応費用補償

■初期対応費用補償

■工事遅延損害補償

■対物超過費用補償

対物事故発生時の復旧費が時価額を超えていた場合に、事故解決のために要した費用を補償。

■使用者賠償責任補償 オプション

政府労災保険の対象となる被用者の労働災害について、被用者やその遺族などから損害賠償請求がなされたことによる法律上の損害賠償責任の負担を補償。

■雇用慣行賠償責任補償 オプション

使用者等に対して行った不当な処遇やハラスメントなどの不当行為に起因する損害賠償責任を補償。

■財物損壊を伴わない使用不能損害

- クレーンが倒壊し、隣接店舗の入り口をふさいだため、休業を余儀なくされた店舗の収入が減少し、損害賠償請求を受けた。

■人格権侵害・広告宣伝活動による権利侵害

- エレベーターの管理ミスにより、閉じ込められたお客様の精神的ショックの補償を求められた。

■被害者治療費等

事務所に訪れたお客様が転倒し負傷。治療費用がかかる。

■訴訟対応費用

訴訟に関連して、必要な文書を作成するための費用がかかる。

■初期対応費用

緊急的対応のために事故現場の取片付けを行い、費用がかかる。

■工事遅延損害

賠償事故が発生し、工事が6日以上遅延。損害賠償を請求された。

■対物超過費用

●他人の財物を破損させてしまい、時価額を超える修理費を請求された。

■使用者賠償責任

●従業員が作業中の事故に巻き込まれ身体障害を負った。会社は管理責任を問われ従業員から訴えられた。

■雇用慣行賠償責任

●上司のハラスメントによる精神的苦痛で退職を余儀なくされたとして元従業員から訴えられた。

■土木工事補償

上・下水道工事、道路工事、河川工事、造成工事等の土木工事中に生じた火災・台風・豪雨・洪水・雪・土砂崩れ・盗難・取扱上の拙劣などの不測かつ突発的な事故による工事対象物の損害について保険金をお支払いします。

■土木工事事故

- 台風による増水で河川工事中の護岸部分が流出した。
- 集中豪雨で工事中の道路の法面(のりめん)が崩落した。



■建築工事補償

住宅、マンション、事務所ビルなどの建物の建築工事中に生じた火災・台風・豪雨・洪水・雪・土砂崩れ・盗難・取扱上の拙劣などの不測かつ突発的な事故による工事対象物の損害について保険金をお支払いします。

■建築工事事故

- 建設中の建物の溶接作業中、火花により建物に着火した。
- 台風により建設中の建物が崩落した。



■組立工事補償

工作機械、橋梁、装置等の各種機械設備・鋼構造物の組立・据付工事中に生じた火災・台風・豪雨・洪水・豪雪・土砂崩れ・盗難・取扱上の拙劣などの不測かつ突発的な事故による工事対象物の損害について保険金をお支払いします。

■組立工事事故

- 溶接作業中火花がコードに引火した。
- 地すべりによって建設中の鉄塔が折れた。

■建設用工作車補償 オプション

工事現場における建設用工作車の損害について保険金をお支払いします。

■建設用工作車事故

- 工事現場で操作を誤り、クレーン車が横転・破損した。



もしも、
事故を起こして
しまったら…

第三者賠償補償 + 見舞金制度

請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有(管理)者賠償責任保険の
団体契約および協会独自で運営する労災見舞金・災害見舞金制度に基づきます。

※「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」など、詳細は重要事項説明書をご参照ください。

工事中の賠償事故

請負賠償責任補償

工事遂行中に発生した第三者への賠償



借用・支給財物損壊補償

他人(リース業者など)から借りた建機などもしくは発注者から支給されたものなどが、作業中又は保管中に滅失・破損もしくは汚損したこと、または紛失もしくは盗取されたことによる賠償

管理財物損壊補償

工事のため管理、占有している他人の財物を滅失・破損もしくは汚損したこと、または紛失もしくは盗取されたことによる賠償



オプション 地盤崩壊危険補償は、3種類のオプションから選べます。

地盤崩壊危険補償(標準)

地下工事、基礎工事、土地の掘削工事時の地盤崩壊に伴う賠償

地盤崩壊危険補償(ワイド)

地盤崩壊危険補償よりも補償範囲を拡大

地盤崩壊危険補償(ワイドプラス)

ワイド補償と同じ補償範囲で縮小支払割合の適用なし

詳細につきましては、P.9をご確認ください。



万一の事故に備えた充実のプランをご用意しました。

工事完成引き渡し後の賠償事故

生産物賠償責任補償

工事完成物件の欠陥に起因して
発生した第三者への賠償



生産物自体の損害補償

生産物賠償事故に伴う、事故原
因となった生産物自体の賠償



工事以外の事務所施設に起因する賠償事故

施設所有(管理)者賠償責任補償

加入者の事務所・常設資材置き場等の管理・
運営不備により発生した第三者への賠償

漏水補償

給排水管等からの蒸気・水の漏出、溢
(い)出等に起因して発生した第三者への
賠償

昇降機賠償責任補償

加入者が所有・使用または管理する昇降機
の運行・管理不備等により発生した第三者への
賠償

拡張補償

オプションの詳細は P.10 をご確認ください。

使用者賠償責任補償

政府労災保険の対象となる被用者の労働災
害について、被用者やその遺族などから損害
賠償請求がなされたことにより、被保険者が
負担する賠償

雇用慣行賠償責任補償

使用者等に対して行った不当な待遇やハラ
スメントなどの不当行為により、被保険者が
負担する賠償

対物超過費用補償

対物事故発生時の復旧費が時価額を超えて
しまった場合の、事故解決の費用

財物損壊を伴わない 使用不能損害補償

他人の財物を滅失・破損・汚損することなく
使用不能にしたことにより、被保険者が負担
する賠償

訴訟対応費用補償

賠償事故が発生し、被保険者が日本国裁判所に提起された訴訟に関連して支出した、
被保険者の使用者の超過勤務手当、交通費、
宿泊費または臨時雇用費用、訴訟に関する
必要文書作成にかかる費用、被保険者または
外部の実験機関が事故を再現するための
実験に要する費用

初期対応費用補償

賠償事故が発生し、緊急的対応として行った
現場保存、事故現場の片付け、事故状況・原
因調査等に要した必要かつ有益な費用

被害者治療費等補償

被害者が、賠償事故発生後180日以内に入
院または通院した、重度後遺障害を被った、
または死亡した場合に、被保険者が負担する
見舞金、弔慰金、治療費等の費用

人格権侵害・広告宣伝活動 による権利侵害補償

人格権の侵害(自由の侵害、名誉毀(き)損、
プライバシーの侵害)または広告宣伝活動に
による権利侵害により、被保険者が負担する賠
償(テレビ、新聞、雑誌、看板等の宣伝活動に
伴う著作権、表題または標語の侵害等)

工事遅延損害補償

賠償事故が発生し、工事が履行期日の翌日
から6日以上遅延したことにより被保険者が
法律上の損害賠償責任を負担することに
よって被る損害

見舞金制度

一般社団法人 沖縄県建設業協会が独自に運営する見舞金制度です。

労災見舞金

加入者が施工する工事において、被用者が業務上の事由により死亡
した場合の見舞金
※労働災害補償保険法に基づく給付が決定された労災事故に限ります。

災害見舞金

加入者の所有する事務用建物(仮設事務所を除く)が災害により半壊
以上の損害を被った場合の見舞金

第三者賠償補償のポイントをまとめています。

リスク状況割引

加入者が一定の要件を満たしている場合に「リスク状況割引」により、保険料が最大10%の割引となります。割引適用の可否につきましては、「見積依頼書」と併せて、「リスク状況割引」確認シートをご提出ください。

※リスク状況割引は過去の事故等により変動いたします。そのため、加入状況および保険金のお支払い状況により翌年度のリスク状況割引が変わる場合もございます。

契約方式と対象工事

本制度のご契約はすべて年間包括契約方式になります。ポイントは以下の通りです。

- ①加入者(被保険者)が保険期間中に施工するすべての元請工事および下請工事を対象とする契約方式です。(元請工事のみを対象とすることもできます。)
- ②経営事項審査の完成工事高に含まれない委託作業についても補償の対象に含めることができます。(前年の委託契約実績の告知が必要となります。)

委託作業例:

- 草刈り剪定、流木・倒木除去、清掃
- 融雪剤散布、除雪作業
- 道路パトロール
- 砂利等の散布のみの作業
- 選挙時の掲示板等の仮設物の設置
- 電気設備・消防設備等の保守点検業務
- 電球・蛍光灯の取り替え作業

- ③共同企業体(JV)による工事については、甲型(共同施工方式)共同企業体、乙型(分担施工方式)共同企業体、いずれの場合も補償の対象に含めることができます。

ただし、加入者が負担する法律上の賠償責任の範囲内に限ります。(共同企業体の他の構成員は補償の対象となりません。)

補償の対象となる方 (被保険者)

補償の対象となる方(被保険者)は以下の通りです。

(1)工事中の賠償事故

ご加入者、下請負人、発注者(いずれも役員、従業員を含む)

| | | 加入者が元請の場合 | 加入者が下請業者Aの場合 |
|------|-------|-----------|--------------|
| 被保険者 | 発注者 | ○ | ○ |
| | 元請業者 | ○ | × |
| | 下請業者A | ○ | ○ |
| | 下請業者B | ○ | × |

◎:記名被保険者
○:追加被保険者
×:被保険者ではない

※被保険者相互間の賠償責任については、以下の通り補償します。

- ・発注者 ⇄ 元請負人、発注者 ⇄ 下請負人の間の事故……………身体賠償、財物賠償ともに補償
- ・元請負人 ⇄ 下請負人、下請負人A ⇄ 下請負人Bの間の事故……………財物賠償のみ補償

(2)工事終了後の賠償事故

ご加入者、下請負人、発注者(いずれも役員、従業員を含む)

また、被保険者相互間の賠償責任についても補償します。

(3)施設および昇降機に起因する賠償事故

ご加入者(役員、従業員を含む)

支払限度額

| 補償内容 | 支払限度額 |
|------------------|--|
| 損害保険による支払 | 身体賠償 |
| | 免責金額 |
| | 1名につき 5,000万円、1億円、2億円または3億円 1事故につき 1億円、3億円、5億円または10億円 (生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。) |
| | 1事故につき 0万円または3万円 |
| | 財物賠償 (管理財物の損壊を含む) |
| | 免責金額 |
| | 1事故につき 3,000万円、5,000万円、1億円、3億円、5億円または10億円 (生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。) 「財物損壊を伴わない使用不能損害」1事故につき 500万円 「事故原因の仕事の目的物自体の損害」1事故、保険期間中につき 500万円 「対物超過費用」1事故につき 50万円 |
| | 免責金額 |
| | 1事故につき 0万円または3万円 |
| | 借用・支給財物 損壊補償 |
| | 免責金額 |
| | 1事故、保険期間中通算 500万円または1,000万円 1事故につき 5万円 |
| | 工事遅延損害 |
| | 1事故につき 500万円 (対象工事の請負契約書の遅延規定に規定された工事の遅延による損害賠償金の額、または500万円のいずれか低い額となります。) |
| | 人格権侵害・広告宣伝活動による権利侵害補償 |
| | 訴訟対応費用 |
| | 初期対応費用 |
| | 被害者治療費等 |
| | 1回の事故につき被害者1名について 死亡・重度後遺障害・入院 10万円 通院 3万円 1事故、保険期間中通算 300万円 |
| 独自による支払 による支払 | 労災見舞金 |
| | 1回の災害につき 10万円 限度 |
| 災害見舞金 | 全損 10万円 半壊以上 5万円 (ただし、1回の災害につき10万円限度とします。) |

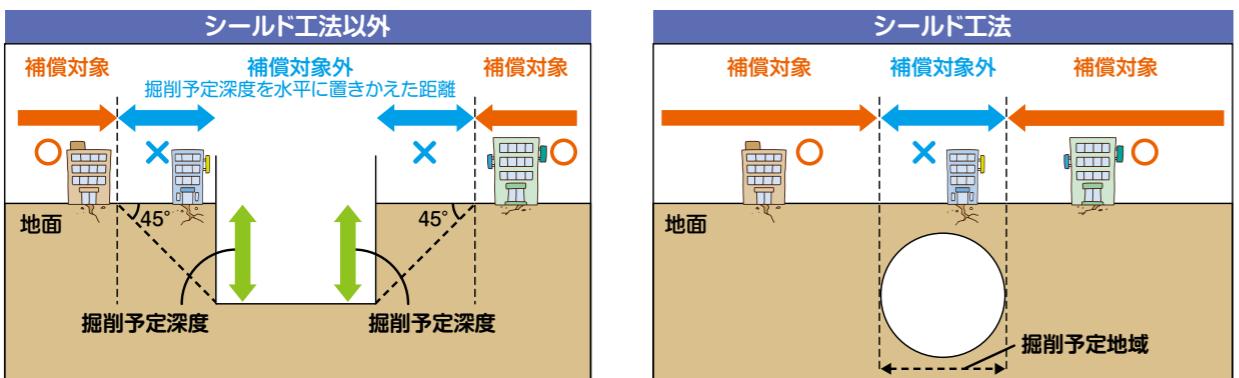
第三者賠償補償に付帯できる特約の概要です。

オプション 地盤崩壊危険補償特約(標準)

地下工事、基礎工事、土地の採掘工事等により発生した、地盤崩壊に起因する損害賠償を補償します。

| 補償内容 | 支払限度額 |
|------|--|
| 地盤崩壊 | 1事故、保険期間通算 1,000万円 または 2,000万円 |
| 免責金額 | 1事故につき 5万円 |

・補償対象(イメージ) 下記のような場合に保険金をお支払いします。



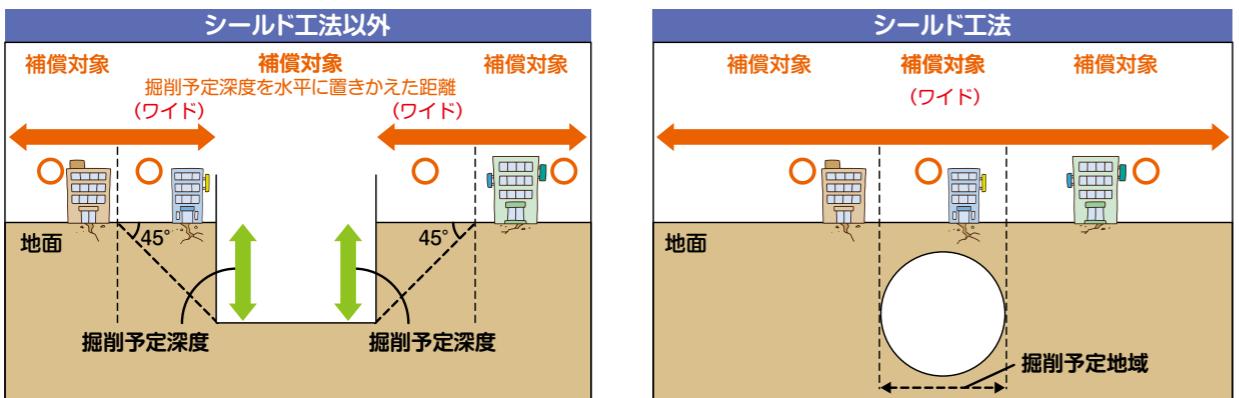
オプション 地盤崩壊危険補償特約(ワイド・ワイドプラス)

標準補償としての「地盤崩壊危険補償特約」ではお支払い対象とならない区域で生じた財物の損壊による損害賠償について、保険金を支払います。

地盤崩壊補償特約(ワイド・ワイドプラス)で新たに支払い対象となる部分の補償内容は下記の通りになります。

| 補償内容 | 支払限度額 | |
|---------|--|--|
| | ワイド | ワイドプラス |
| 地盤崩壊 | 1事故、保険期間通算 1,000万円 または 2,000万円 (通常支払対象となる部分と合算) | |
| 免責金額 | 1事故につき 5万円 (通常支払対象となる部分と合算) | |
| 損害額の50% | | 損害額の 100% (ワイドプラス補償により新たに支払対象となる部分には、縮小支払割合50%が適用されます) |
| 縮小支払割合 | | |

・補償対象(イメージ) 下記のような場合に保険金をお支払いします。



オプション 使用者賠償責任補償特約

事業主が雇用契約上、労働者に対して負う安全配慮義務をおこなったとして、近年、労災事故において高額な賠償金を求めるべきケースが増えてきています。また、労災認定の対象も過労死や過労自殺にまで拡大しつつあり、リスクはますます高まっています。

【労働災害関係高額事件(判決)事例】

| 賠償額 | 事故内容 |
|-----------|---|
| 1億6,800万円 | 恒常的な残業を伴う長時間労働によりうつ病に罹患し、自殺。(最高裁・平成12年3月24日) |
| 1億4,056万円 | 消防用設備の点検作業中にダクトスペースから転落し、脊椎損傷。後遺障害認定。(神戸地裁・令和6年5月10日) |
| 7,863万円 | 長時間労働により急性左心機能不全となり、死亡。(京都地裁・平成22年5月25日) |

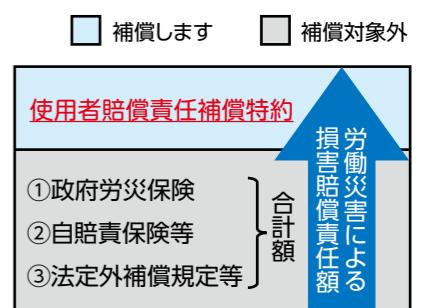
※いずれも保険金のお支払いをお約束するものではありません。実際の補償は約款および特約の内容に従います。

【この特約でお支払対象となる部分】

この特約では、使用者が負担する損害賠償責任額から、次のものを除いた額をお支払いたします。

- ①政府労災保険等により支給されるべき金額(特別支給金を含みません。)
- ②自賠責保険、自賠責共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
- ③法定外補償規定等により事業主から被災した被用者またはその遺族に支払われるべき金額

そのほか、損害の発生や拡大の防止のために要した費用や、損害賠償請求の解決のために要した費用を、費用保険金としてお支払いします。



【参考】建設業福祉共済団の建設共済保険にご加入いただくことで、上記③法定外補償規定等として活用いただけます。
※この募集では、建設共済保険の募集は兼ねておりません。

【ご加入にあたり報告いただく事項】

- ①主業務(土木 または 建築)
- ②建設共済保険の保険金支払区分合計(1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円)

※「保険金区分合計」とは、「被災者補償保険金」と「諸費用補償保険金」の合計金額です。保険金区分2,000万円の場合、被災者補償保険金が1,000万円、諸費用補償保険が1,000万円となります。

| 補償内容 | 支払限度額 |
|-------|--|
| 使用者賠償 | 1回の災害、保険期間中通算 5,000万円、1億円、2億円 または 3億円 |
| 免責金額 | 1災害につき 500万円 (建設共済保険に加入していない場合のみ) (法定外補償規定等により1災害あたり500万円以上の補償がなされる場合、免責金額による自己負担は発生しません。) (注)傷害保険、業務災害補償保険等の他の保険による補償の場合を含みます。 |

オプション 雇用慣行賠償責任補償特約

日本国内において被保険者が被用者等に対して行った差別的行為、ハラスメント等の不当行為に起因して、被用者等より保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金を支払います。

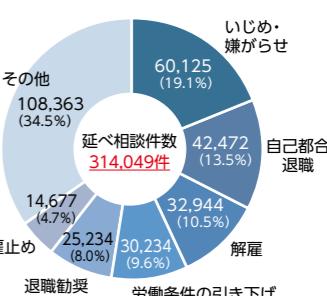
| 補償内容 | 支払限度額 |
|--------|--------------------------------|
| 雇用慣行賠償 | 一連の賠償請求、保険期間中通算 1,000万円 |

【民事上の個別労働関係紛争 相談内容別の件数】

「いじめ・嫌がらせ」の相談件数は12年連続最多です。

また2022年4月より、中小企業でもパワハラ防止措置が義務化されており、事前の対策とともに損害賠償請求への備えが重要です。

出典:厚生労働省「令和5年度個別労働紛争解決制度の実行状況」



土木工事保険の団体契約、建設工事保険の団体契約 および組立保険の団体契約に基づく保険です。

土木工事 (上・下水道工事、道路工事、河川工事等の土木工事中に生じた事故による損害を補償)

対象工事

年間包括契約により保険期間中に施工しているすべての土木工事を対象とします。

- 鉄道工事
- 共同溝工事
- トンネル工事
- 河川工事
- 橋梁(下部工)工事
- プール・水槽工事
- ダム工事
- 上・下水道工事
- 道路工事
- 基礎・整地工事
- 桟橋工事
- その他各種の土木工事

※下記①から⑤については対象外工事となります。

- ①日本国外で行われる工事
- ②請負金額が100億円を超える工事
- ③解体、撤去、分解または取片づけのみを行う工事
- ④建物の新築、増築または改築工事を主体とする工事
- ⑤製造・生産設備・その他鋼構造物を主体とする設備の新設、増設または取替・改良・増強工事

ご注意

建物の建設工事を主体とする工事に対しての補償が必要なときは、「工事補償(建築工事)」を、製造・生産設備・その他鋼構造物を主体とする設備の新設、増設または取替・改良・増強工事に対しての補償が必要なときは、「工事補償(組立工事)」をご利用ください。

保険金をお支払いする主な場合

- 暴風、高潮、洪水、集中豪雨、内水氾濫、落雷等の自然災象によって生じた損害



- 設計、施工、材質または製作の欠陥に起因する事故によって保険の対象の他の部分に生じた損害^(注1)



- 火災、爆発によって生じた損害



- 労働者、従業員の取扱上の拙劣、過失または第三者の惡意によって生じた損害



- 土砂崩れ等によって生じた損害



- 航空機の落下、車両、船舶等の衝突によって生じた損害



- 不測かつ突発的な事故によって生じた損害



- 盗難による損害



(注1) 設計、施工、材質または製作の欠陥そのものの修理、取替、補強費用を補償するものではなく、その欠陥によって崩壊、倒壊、破壊などの不測かつ突発的な事故による損害が発生した場合に限り補償します。

※台風、旋風、竜巻、暴風、突風その他の風災、高潮、洪水、内水氾濫その他の水災、豪雨による土砂崩れ、雹(ひょう)災、雪、降雨またはこれらに類似の事由によって生じた事故は、最初の事故が生じてから保険期間中72時間以内に同様の事由においては、降雨と降雨が48時間以上なかった場合には、これらの降雨により生じた事故(土木工事の台風・集中豪雨等による降雨に起因する事故においては、降雨と降雨が48時間以上なかった場合には、これらの降雨により生じた事故)を1回の事故とみなします。

工事対象物の範囲

- ①本工事(工事完成後に引渡すべき工事物件)
- ②本工事に付随する仮工事(支保工・足場工・土留工・締切工など)の対象物
- ③工事用材料・工事用仮設材
- ④工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(家具・衣類・寝具・事務用具・非常用具に限ります。)

ご注意

・上記③および④については当該工事専用のものに限ります。

・下記(ア)～(ウ)の物件に生じた損害はお支払いの対象外となります。

(ア)据付機械設備等の工事用仮設設備・工事用機械器具およびこれらの部品(バックホウ・ユニック・掘削機械などの損害もお支払いの対象外となります。)

(イ)航空機、船舶もしくは水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両 (ウ)設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物 (工)工事を施工するために直接・間接的に必要で工事完成後は撤去される電気配線等の工事用仮設物

特約による補償

公共工事遂行支援

<資材・労務費の単価アップ費用>
損害発生時点における資材・労務費の単価アップにより発生する追加費用

損害防止費用

被害の拡大防止、軽減に直接必要かつ有効な費用

公共工事特別費用補償

損害の復旧に要する急行貨物割増運賃および残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金

地盤注入費用

保険の対象の復旧に必要な地盤注入費用

残存物取片づけ費用

保険の対象の残存物の片づけに必要な費用

臨時費用

復旧費の10%に相当する額

オプション建設用工作車補償

工事現場に所在し、加入者が所有する建設用工作車の損害

分離発注工事の隣接工区 請負業者に対する求償権 不行使

分離発注工事の隣接工区請負業者に対して求償権を行いません。

※ただし、同一発注者による同一工事現場構内における分離発注工事について、分離発注工事の隣接工区請負業者に対する求償権不行使特約のセットが、請負契約書において規定されている場合に限ります。

工事中に生じた不測かつ突発的な事故による物的損害を幅広くカバーします。
「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」など、
詳細は重要事項説明書をご参照ください。

建築工事 (住宅、マンション、事務所ビル等の建物の建築工事中に生じた事故による損害を補償)

対象工事

年間包括契約により保険期間中に施工している工事のうち、下記に該当する建物に関するすべての工事が対象となります。

- 建物の建築工事(増築、改築、内・外装、修繕工事を含みます。)
- 建物に付帯する次に掲げる設備工事で、主たる工事がその建物敷地内で行われる工事
例えは…冷暖房・空調設備／冷凍冷蔵設備／給排水・給湯設備／厨房設備／電話・通信設備／電気配線設備／照明設備／ガス供給設備／防犯・防災設備等の工事

※下記①から⑥については対象外工事となります。

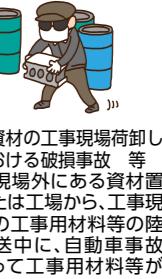
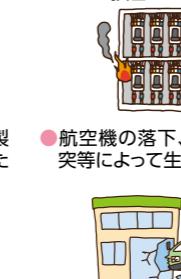
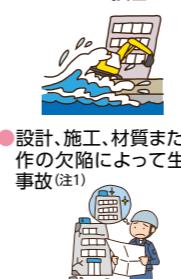
- ①日本国外で行われる工事
- ②請負金額が100億円を超える工事
- ③土木工事を主体とする工事
- ④解体、撤去、分解または取片づけのみを行う工事
- ⑤建物の移設工事
- ⑥製造・生産設備・その他鋼構造物を主体とする設備の新設、増設または取替・改良・増強工事

ご注意

土木工事を主体とする工事に対しての補償が必要なときは、「工事補償(土木工事)」を、製造・生産設備・その他鋼構造物を主体とする設備の新設、増設または取替・改良・増強工事に対しての補償が必要なときは、「工事補償(組立工事)」をご利用ください。

保険金をお支払いする主な場合

- 台風、旋風、竜巻、暴風、突風等の風災によって生じた損害
- 高潮、洪水等の水災によって生じた損害
- 火災、爆発、落雷によって生じた損害
- 豪雨等による土砂崩れによって生じた損害
- 盜難によって生じた損害



※台風、旋風、竜巻、暴風、突風その他の風災、高潮、洪水、内水氾濫その他の水災、豪雨による土砂崩れ、雹(ひょう)災、雪、降雨またはこれらに類似の事由によって生じた事故を1回の事故とみなします。

(注1) 設計、施工、材質または製作の欠陥そのものの修理、取替、補強費用を補償するものではなく、その欠陥によって崩壊、倒壊、破壊などの不測かつ突発的な事故による損害が発生した場合に限り補償します。

(注2) 豪雪の場合におけるその雪の重み・落下等もしくは雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業を除きます。

工事対象物の範囲

- ①工事の対象物(工事完成後に引渡すべき工事物件)
- ②支保工・型枠工・足場工、防護工その他の仮工事の対象物
- ③工事用仮設物(電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備、保安設備に限ります。)
- ④工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(家具・衣類・寝具・事務用具・非常用具に限ります。)
- ⑤工事用材料、工事用仮設材
- ⑥測定工具、検査工具、治具、取付工具、切削工具等(1点あたり時価20万円以下)のもの

ご注意

・上記③～⑤については当該工事専用のものに限ります。従業員の私物は対象となりません。

・下記(ア)～(ウ)の物件に生じた損害はお支払いの対象外となります。

(ア)据付機械設備等の工事用仮設設備・工事用機械器具およびこれらの部品(バックホウ・ユニック・クレーンなどの建設機械の損害はお支払い対象外となります。)

(イ)航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両 (ウ)設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物

するため工事完成後は撤去される電気配線等の工事用仮設物

特約による補償

公共工事遂行支援

<資材・労務費の単価アップ費用>
損害発生時点における資材・労務費の単価アップにより発生する追加費用

損害防止費用

被害の拡大防止、軽減に直接必要かつ有効な費用

特別費用補償

損害の復旧に要する急行貨物割増運賃および残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金

臨時費用

損害保険金の20%に相当する額

残存物取片づけ費用

保険の対象の残存物の片づけに必要な費用

オプション建設用工作車補償

工事現場に所在し、加入者が所有する建設用工作車の損害

建設業許可29業種に対応する補償制度早見表

◆土木工事

| 工事の種類 | 工事業の種類 | 内 容 | 例 示 |
|----------------|-----------------|---|---|
| 土木一式工事 | 土木一式工事業 | 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造または解体する工事を含む。以下同じ。) | 橋梁工事やダム工事などを一式として請負うもの。そのうちの一部のみの請負は、それぞれの該当する工事になる。 |
| とび・土工・コンクリート工事 | とび・土工・コンクリート工事業 | (ア) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体を行う工事 | (ア) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付工事 |
| | | (イ) くい打ち、くい抜きおよび場所打ぐいを行う工事 | (イ) くい打ち工事、くい工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 |
| | | (ウ) 土砂の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 | (ウ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 |
| | | (エ) コンクリートにより工作物を築造する工事 | (エ) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 |
| | | (オ) その他基礎的ないし準備的工事 | (オ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はり工事 |
| しゅんせつ工事 | しゅんせつ工事業 | 河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 | しゅんせつ工事 |
| 造園工事 | 造園工事業 | 整地、樹木の植栽、景石の据え付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事 | 植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事 |
| さく井工事 | さく井工事業 | さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事またはこれら工事に伴う揚水設備設置等を行う工事 | さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸構造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事 |
| 舗装工事 | 舗装工事業 | 道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事 | アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事 |

◆建築工事

| 工事の種類 | 工事業の種類 | 内 容 | 例 示 |
|----------------|-----------------|---|---|
| 建築一式工事 | 建築一式工事業 | 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事 | 建物の新築工事、増改築工事、建物の総合的な改修工事等、一式工事として請負うもの。 |
| 大工工事 | 大工工事業 | 木材の加工または取付けにより工作物を築造し、または工作物に木製設備を取付ける工事 | 大工工事、型枠工事、造作工事 |
| 左官工事 | 左官工事業 | 工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、またははり付ける工事 | 左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事 |
| 屋根工事 | 屋根工事業 | 瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事 | 屋根ふき工事 |
| タイル・れんが・ブロック工事 | タイル・れんが・ブロック工事業 | れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、または工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、またははり付ける工事 | コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事 |
| 板金工事 | 板金工事業 | 金属薄板等を加工して工作物に取付け、または工作物に金属製等の付属物を取付ける工事 | 板金加工取付け工事、建築板金工事 |
| 塗装工事 | 塗装工事業 | 塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、またははり付ける工事 | 塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事 |
| 防水工事 | 防水工事業 | アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事 | アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事 |
| 内装仕上工事 | 内装仕上工事業 | 木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事 | インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事 |
| 建具工事 | 建具工事業 | 工作物に木製または金属製の建具等を取付ける工事 | 金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事 |

◆組立工事

| 工事の種類 | 工事業の種類 | 内 容 | 例 示 |
|----------|-----------|---|--|
| 石工事 | 石工事業 | 石材(石材に類似のコンクリートブロックおよび擬石を含む。)の加工または積方ににより工作物を築造し、または工作物に石材を取付ける工事 | 石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事 |
| 電気工事 | 電気工事業 | 発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を配置する工事 | 発電設備工事(発電プラントを除く)、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事 |
| 管工事 | 管工事業 | 冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、または金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事 | 冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事 |
| 鋼構造物工事 | 鋼構造物工事業 | 形鋼、鋼板等の鋼材の加工または組立てにより工作物を築造する工事 | 鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門の門扉設置工事 |
| 鉄筋工事 | 鉄筋工事業 | 棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、または組立てて工事 | 鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事 |
| ガラス工事 | ガラス工事業 | 工作物にガラスを加工して取付ける工事 | ガラス加工取付け工事 |
| 機械器具設置工事 | 機械器具設置工事業 | 機械器具の組立て等により工作物を建設し、または工作物に機械器具を取付ける工事 | プラント設備工事(発電プラントを除く)、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設備工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事 |
| 熱絶縁工事 | 熱絶縁工事業 | 工作物または工作物の設備を熱絶縁する工事 | 冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備または燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事 |
| 電気通信工事 | 電気通信工事業 | 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事 | 電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV 電波障害防除設備工事 |
| 水道施設工事 | 水道施設工事業 | 上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事または公共下水道もしくは流域下水道の処理設備を設置する工事 | 取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事 |
| 消防施設工事 | 消防施設工事業 | 火災警報設備、消火設備、避難設備もしくは消火活動に必要な設備を設置し、または工作物に取付ける工事 | 屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体または粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋または排煙設備の設置工事 |
| 清掃施設工事 | 清掃施設工事業 | し尿処理施設またはごみ処理施設を設置する工事 | ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事 |

◆対象外工事

| 工事の種類 | 工事業の種類 | 内 容 | 例 示 |
|-------|--------|-------------|------|
| 解体工事 | 解体工事業 | 建築物等を解体する工事 | 解体工事 |

この分類は目安となりますので、実際の状況に応じた工事保険にご加入ください。

※ 対象工事についての詳細は、P11～14 の各工事保険の「契約方式と対象工事」をご参照ください。

※ 土木工事保険、建設工事保険、組立保険ともに「解体、撤去、分解または取片づけのみを行う工事」は、工事補償の対象外となります。
(第三者賠償補償では補償の対象に含まれます。)

加入手続き・付帯サービスの概要です。

加入手続きの方法

「第三者賠償補償+見舞金制度」「工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)」いずれか一方のみ加入することも可能です。

1. 賦課金見積依頼書の提出

『工事総合補償制度』賦課金見積依頼書に所定事項をご記入の上、募集代理店に提出してください。
募集代理店より、折返し「賦課金見積書」をご案内させていただきます。

【見積書に添付いただく書類】

| 加入パターン | 加入パターンによって添付いただく書類 | | |
|----------------------------|---|---|--|
| | 委託作業も補償の対象に含める場合 ↓ 直近年度の委託作業の契約実績が分かる資料 | リスク状況割引確認シート ※「経営事項審査結果通知書(写し)」添付要 (総合評定値700P以上の場合) | ISO9000シリーズを取得している場合 ↓ ISO9000シリーズの取得が確認できる以下の資料 ・「認証取得証(写し)」 ・「経営事項審査結果通知書(写し)」 |
| 第三者賠償補償(見舞金制度を含む) +工事補償 | ○ | ○ | ○ |
| 第三者賠償補償のみ(見舞金制度を含む) | ○ | ○ | ○ |
| 工事補償のみ | × | × | × |

2. 加入依頼書の提出

- ①『工事総合補償制度』加入依頼書を記入、押印いただきます。
- ②賦課金を指定の口座にお振込みいただきます。各金融機関でお振込みを行う際は、受付書等のお振込みを証明する書類を必ず保管してください。
- (注)振込手数料はご負担願います。また、お振込み先については加入依頼書の記載をご確認ください。
- ③『工事総合補償制度』加入依頼書に添付書類、各金融機関へのお振込みを証明する書類(写し)を添付し、募集代理店に提出してください。

締切日:2026年3月31日(火)

制度の賦課金(保険料)

1. 賦課金(保険料)の算出方法

ご加入を希望される会員の直近1年間の完成工事高を基準に、保険料率を乗じて算出いたします。具体的な賦課金(保険料)については、「賦課金見積依頼書」に基づき加入希望者にご連絡します。

※本制度での「賦課金」とは、保険料および見舞金制度掛け金をいいます。

2. 払込方法

保険料の払込方法は下表の通りです。詳細につきましては、募集代理店または弊社までお問合せください。

| | | |
|------|----------------------|----------------------|
| 払込方法 | 一時払 | 月払 ^(注1) |
| 払込回数 | 1回 | 12回 |
| 払込方法 | 直接集金 ^(注2) | 口座振替 ^(注3) |
| 割増 | なし | 5% |

(注1)年間包括契約(新規・継続)の場合は、月払を選択できますが、年間包括契約(中途加入)の場合は、月払を選択できません。
(注2)弊社が指定する口座にお振込みいただきます。
(注3)保険責任開始月の翌々月よりご指定の口座から毎月引き落とします。

3. 払込いただく賦課金(保険料)

この保険契約では、ご加入時に「把握可能な直近の会計年度(1年間)の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した賦課金(保険料)を払い込んでいただきます。

※新設法人等で、契約締結時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の実績がない場合は、ご加入時に「保険期間中」における見込み数値に基づいて暫定保険料をいただき、満期後にその期間中における確定数値に基づいて確定保険料を計算し、暫定保険料との差額を精算させていただく必要があります。

保険料算出に必要な資料と完成工事高記入上の諸注意

保険料の試算のためにご準備いただく資料は下記の通りです(契約時の資料の提出は不要です)。

- 経営事項審査申請書の工事種類別完成工事高(別紙1)
- 直近3年の各事業年度における工事施工金額・様式第三号(第二条関係)
- 直近年度の工事経歴書

※各資料の数値は消費税を乗じた金額をご申告いただきます。
※各補償の対象外となる工事は完成工事高から控除してください。
※第三者賠償補償の加入を希望する方で、上記資料に含まれない委託作業も補償の対象とする場合は完成工事高に委託作業の年間実績を加算してください(委託作業の契約実績が分かる資料は、加入依頼書に添付してご提出ください)。

★「工事総合補償制度 前年完成工事高告知書」をご提出いただきます。

- ①賦課金(保険料)の算出にあたり、上記書類に基づく直近1年間の完成工事高をご申告いただきます。
 - ②委託作業を補償の対象に含める場合はその実績をご申告いただきます。
 - ③「対象外工事」をご申告いただきます。
- ※詳細は募集代理店、制度幹事代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

中途加入の場合

保険期間(2026年4月1日以降)の中途からでも加入することができます。「賦課金見積依頼書」に所定事項をご記入の上、募集代理店に提出してください。

その他

ご加入いただいた後にお届けする「加入者証」は、内容をご確認の上、大切に保管してください。「加入者証」に記載された契約内容に変更が生じたときは、速やかに募集代理店、引受保険会社宛にご連絡ください。

「加入者証」がお手元に届くまで、20日ほどかかる場合があります。それまでに加入内容を示すものが必要な場合は、募集代理店、制度幹事代理店または引受保険会社宛にご連絡ください。

付帯サービス 工事総合補償制度にご加入の会員様向けの法律相談サービスです。

- 「工事総合補償制度」にご加入の事業者さま向けの無料法律相談サービスとなります。
- 本サービスは大同火災海上保険株式会社とたなか総合法律事務所によって提供するサービスです。

「お電話」「FAX」「Eメール」による相談が可能です。

※サービスの詳細は「法律相談サービスのご案内」チラシに掲載しております。



事業者の担当者さまより
お気軽にご相談ください!

どのような相談ができますか?

「事業に関わる様々な法律相談を受け付けております。
保険以外のご相談もお気軽にご連絡ください。」

【ご相談の例】

- 工事代金未払いに関するご相談
- 引き渡し後の瑕疵を主張された場合など、発注者とのトラブル
- 従業員からのクレームなど、雇用関係に関するご相談など

事故が発生した場合(保険金請求手続き)

1. 事故報告

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、一般社団法人 沖縄県建設業協会、募集代理店、制度幹事代理店または引受保険会社事故受付センター窓口(下記参照)にご連絡ください。

①損害の発生および拡大の防止

②相手の確認

③目撃者の確認

2. 事故相談

一般社団法人 沖縄県建設業協会および引受保険会社では事故解決に向けて十分にご相談に応じさせていただきます。

＜第三者賠償補償にご加入の場合＞

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

本制度では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円滑に解決するよう、一般社団法人 沖縄県建設業協会および引受保険会社が、ご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、保険金をお支払できないことがございますのでご注意ください。

3. 保険金のお支払いなど

事故のご連絡をいただいた後、ただちに一般社団法人 沖縄県建設業協会または引受保険会社から保険金請求書類をお送りいたします。一般社団法人 沖縄県建設業協会および引受保険会社による損害状況確認後、必要書類を記載の上、一般社団法人 沖縄県建設業協会および引受保険会社にご提出いただきます。必要な手続き完了後、速やかに保険金をお支払いいたします。

※この制度は、多くの会員企業にご加入いただくことによるスケールメリットを活かし、個別にご加入いただくよりも割安な保険料で補償を提供しておりますが、事故による保険金支払が多くなった場合は、保険料の引き上げを行う場合があります。

事故防止ならびにこの制度の安定的運用のため、事故情報については一般社団法人 沖縄県建設業協会、募集代理店、制度幹事代理店および引受保険会社において共有させていただきます。



お問い合わせ先(損害保険・見舞金制度運営団体)

一般社団法人 沖縄県建設業協会

〒901-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-8
TEL.098-876-5211 FAX.098-870-4565

◆ 保険部分についての取扱損害保険代理店

募集代理店

制度幹事代理店

大同火災ビジネスパートナーズ株式会社

〒900-0033 沖縄県那覇市久米2丁目2番20号 大同火災久米ビル2階
TEL.098-869-1503
FAX.098-869-1502

◆ その他のお問い合わせ先

保険に関するお問い合わせ・苦情・ご相談

大同火災 お客さま相談センター

受付時間:午前9:00~午後5:00
(土日・祝日および12/31~1/3を除きます)

お問い合わせ・ご相談 0120-671-071
ご不満・ご意見・ご要望 0120-331-308

万が一の事故の際のご連絡先

大同火災 事故受付センター

※万が一事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

0120-091-161 (通話料無料)
FAX 098-863-5596

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

TEL 03-4332-5241 (全国共通)

受付時間:午前9:15~午後5:00(土日・祝日および12/30~1/4を除きます)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

◆ 保険部分についての引受保険会社

この島の損保。

大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号
(ホームページアドレス) <https://www.daidokasai.co.jp/>



この印刷物は、環境に配慮した
資源と工場で製造されています。